

岩手県告示第717号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年10月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社富倉産業
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市小佐野町四丁目3番7号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木久
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第4282号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年10月7日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年10月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三富工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第32地割15番地1
 - ウ 代表者の氏名 三本木富二郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第7648号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、舗装工事業、板金工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年10月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、舗装工事業、板金工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東洋建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢字後田130番地1
 - ウ 代表者の氏名 荒井敏博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第9145号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年10月7日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年10月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社三協医科器械
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目7番7号
 - ウ 代表者の氏名 千葉光春
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9907号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年10月23日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1

項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和2年10月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ミネルバ開発株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央二丁目8番31号

ウ 代表者の氏名 山内季光

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20431号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年10月22日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和2年10月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社タカキ

イ 主たる営業所の所在地 北上市鳩岡崎2地割39番地2

ウ 代表者の氏名 高橋忠喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第50295号

(3) 処分の内容 土工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年10月6日付けで土工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和2年9月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 菅原建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市浜町二丁目2番18号

ウ 代表者の氏名 菅原勲

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第110072号

(3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年9月30日付けで土工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和2年10月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社理創生活

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東新庄一丁目28番3号

ウ 代表者の氏名 内舘茂

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-30)第20497号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年10月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。